

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6

令和7年8月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	通達国際株式会社（法人番号：9010001204598） 代表者 福永 健翔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区六木1-16-12レジデンスキタジマ102 (本社営業所) 東京都足立区六木1-16-12レジデンスキタジマ102
(4) 行政処分等の内容	処分日車数45日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年3月28日、令和7年4月1日、令和7年4月23日及び令和7年5月9日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第(以下「運輸規則」)24条第5項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月5日

問い合わせ先  
神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室：平尾・木村  
電話：045-939-6800 FAX：045-932-3228  
配布先：関東運輸局記者会  
(ハイタク等専門紙)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	武州交通興業株式会社 (法人番号：9012401002623) 代表者 足立 邦彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都国分寺市西恋ヶ窪1-45-19 (相模原営業所) 神奈川県相模原市南区下溝757-6ハイツイナミ201
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月17日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月5日

問い合わせ先  
千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室：長沼・永井  
電話：043-242-7336 FAX：043-244-0760  
配布先：関東運輸局記者会  
(ハイタク等専門紙)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社宮浦観光バス (法人番号：2020002066853) 代表者 榊枝 新一郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市緑区白山1-11-14 (千葉営業所) 千葉県袖ヶ浦市蔵波字五反田2055-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月15日及び令和7年5月1日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録保存義務違反(運輸規則第24条第6項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月5日

問い合わせ先  
千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室：山口・長島  
電話：043-242-7336 FAX：043-244-0760  
配布先：関東運輸局記者会  
(ハイタク等専門紙)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジョイフル観光(法人番号：4120101043592) 代表者 原田 優美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都台東区台東4-7-6新星ビル5F (成田営業所) 千葉県山武郡芝山町岩山2317-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月26日及び令和7年6月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年7月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250703	日本中央交通株式会社(法人番号3070001002424) 代表者 諸井 昌代	群馬県高崎市島野町字花王寺1332番地	本社営業所	群馬県高崎市貝沢町1268-5	文書警告	道路運送法第30条第3項	令和7年6月10日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)特定の旅客に対する不当な差別的扱い(道路運送法第30条第3項)	0	0
20250708	SAGAMI TAXI株式会社(法人番号1021001078675) 代表者 山口 慎二	神奈川県横須賀市衣笠町45-19	本社営業所	神奈川県横須賀市衣笠町45-19	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年7月26日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(8)整備管理者の選任の未届出(車両法第52条)、(9)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	4	4

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)